

表 警戒レベル別の対象地域と規制内容（2022年1月31日～2022年2月13日）

警戒レベル	中級警戒レベル	上級警戒レベル			最上級警戒レベル	極限警戒レベル	
対象地域	上級警戒レベル以上の指定地域以外全て	リマ県（リマ州） カジャオ憲法特別県 タンボバタ県（マドレ・デ・ディオス州） サルミージャ県（トゥンベス州） コロネル・ポルティエージョ県（ウカヤリ州） タクナ県（タクナ州） ホルヘ・バサドレ県（タクナ州） サンマルティン県（サンマルティン州） ランバ県（プーノ州） メルガル県（プーノ州） アサンガロ県（プーノ州） カンチス県（クスコ州） ラ・コンベンシオン県（クスコ州） ウアンカベリカ県（ウアンカベリカ州） タジャカハ県（ウアンカベリカ州） ルカーナス県（アジャクチョ州） ウアンタ県（アジャクチョ州） ラマール県（アジャクチョ州） カハマルカ県（カハマルカ州） ハエン県（カハマルカ州） チョタ県（カハマルカ州）	ウアルガヨック県（カハマルカ州） カハバンバ県（カハマルカ州） カマナ県（アレキバ州） イスライ県（アレキバ州） カイジョマ県（アレキバ州） カステイージャ県（アレキバ州） ウアラス県（アンカッシュ州） ウアイラス県（アンカッシュ州） カスマ県（アンカッシュ州） フェレニャーフエ県（ランバジェーケ州） ランバジェーケ県（ランバジェーケ州） プーノ県（プーノ州） サンロマン県（プーノ州） トゥンベス県（トゥンベス州） アレキバ県（アレキバ州） ウアマンガ県（アジャクチョ州） ウアヌコ県（ウアヌコ州） ウアンカージョ県（フニン州） アバンカイ県（アプリアマック州） アンダウアイラス県（アプリアマック州） チャチャボジャス県（アマソナス州） バゲア県（アマソナス州）	ウツクバンバ県（アマソナス州） バカスマージョ県（ラ・リベルタッド州） チェベン県（ラ・リベルタッド州） アスコベ県（ラ・リベルタッド州） イカ県（イカ州） チンチャ県（イカ州） ナスカ県（イカ州） ビスコ県（イカ州） チャンチャマージョ県（フニン州） サティボ県（フニン州） タルマ県（フニン州） ハウハ県（フニン州） レオニシオ・ブラド県（ウアヌコ州） タラーラ県（ピウラ州） パイタ県（ピウラ州） モロボン県（ピウラ州） セチューラ県（ピウラ州） アルトアマソナス県（ロレート州） ロレート県（ロレート州） マリスカル・ニエト県（モケグア州） イロ県（モケグア州） バスコ県（バスコ州）	オサバンバ県（バスコ州） カニューテ県（リマ州） ウアウラ県（リマ州） ウアラル県（リマ州） バランカ県（リマ州） ウアロチリ県（リマ州） チクラージョ県（ランバジェーケ州） ピウラ県（ピウラ州） スジャーナ県（ピウラ州） トゥルヒージョ県（ラ・リベルタッド州） サンタ県（アンカッシュ州） クスコ県（クスコ州） マイナス県（ロレート州）	対象県なし	対象県なし
ワクチン接種完了証明書	屋内施設入場および海水浴場、河川敷、湖畔の利用時（40歳以上は3回目接種完了が義務化）。 スポーツ競技場（スタジアム）での観戦時は年齢に関係なく3回接種完了証明書が必要。					屋内施設入場時に提示（40歳以上は3回目接種完了が義務化）。	
各種施設や活動の収容人数制限（注）	①60%（映画館/劇場は80%）・①-1 100% ②80%（※） ③80%（※） ④80%（店内面積200㎡以下/200㎡以上は100%） ⑤100% ⑥80% ⑦80%（屋外自然保護区、植物園、動物園は100%） ⑧80%・⑧-1 80%（屋外は100%） ⑨80% ⑩80% ⑪60%（ジム）・屋外教室は100% ⑬ワクチン接種完了証明書提示（50歳以上は3回目も含む）。 ⑭80% ⑮100% ⑯60%・⑯-1 80%（ワクチン3回接種完了証明提示義務）	①40%（映画館・屋内劇場は60%）・①-1 100% ②60%（※） ③60%（※） ④60%（店内面積200㎡以下/200㎡以上は80%） ⑤100% ⑥60% ⑦80%（屋外自然保護区、植物園、動物園は100%） ⑧60%・⑧-1 60%（屋外は100%） ⑨60% ⑩60%（スパ、サウナは40%） ⑪60%（ジム）・屋外教室は100% ⑬ワクチン接種完了証明書提示（50歳以上は3回目も含む）。 ⑭60% ⑮100% ⑯60%・⑯-1 70%（ワクチン3回接種完了証明提示義務）	①30%（カジノは20%）・①-1 100% ②30%（※） ③40%（※） ④30% ⑤100% ⑥30% ⑦40% ⑧40%・⑧-1 40%（屋外は100%） ⑨50% ⑩50%二重マスク着用（別途運輸通信省が規定） ⑪30%（スパ、サウナは20%） ⑫30%（ジム/ワクチン3回接種完了証明書提示）・屋外教室は100% ⑬30% ⑭100% ⑯0%・⑯-1 60%（ワクチン3回接種証明提示義務）。	①0%・①-1 100% ②20%（※） ③30%（戒厳令2時間前までに閉店）（※） ④0%（宅配は24時間営業可） ⑤100% ⑥0% ⑦20% ⑧0%・⑧-1 20% ⑨30% ⑩50%二重マスク着用（別途運輸通信省が規定） ⑪20%（スパ、サウナは0%）（換気設備付/事前予約制限定） ⑫0%（ジム）・100%（屋外文化教室のみ） ⑬0% ⑭0% ⑮0% ⑯0%・⑯-1 0%			

（注）①カジノ・ジム・映画館・屋内劇場（①-1屋外劇場）、②ショッピングモール・デパート・商業店舗全般、③スーパーマーケット・食料市場・薬局・食料雑貨店、④屋内レストラン、⑤屋外レストラン、⑥宗教施設（教会など）、⑦図書館・博物館・文化センター・ギャラリー等、⑧スポーツチーム活動（⑧-1非接触スポーツ）、⑨銀行・その他金融機関、⑩越境（州）陸路交通機関（バス・タクシー）、⑪美容院・理髪店・スパ・マッサージ等、⑫スポーツ教室・文化教室、⑬海岸（海水浴場）、河川敷、湖畔の利用、⑭企業関連イベント（屋内）、⑮企業関連イベント（屋外）、⑯体育館（観戦）⑯-1 スポーツ競技場（観戦）

※外出時や入店時は常時、KN95（N95）タイプマスク1枚又は二重マスクが求められる（その内一つは不織布マスク可能）。また屋内レストランや店舗等への入店にはワクチン接種完了証明書の提示が求められる。ショッピングモール、デパート、商業店舗全般、スーパーマーケット、食料市場、薬局、食料雑貨店は戒厳令の1時間前に閉店。ただし、リマ県とカジャオ特別区域内は2時間前。

（出所）大統領令第010-2022-PCM号、大統領令第011-2022-PCM号